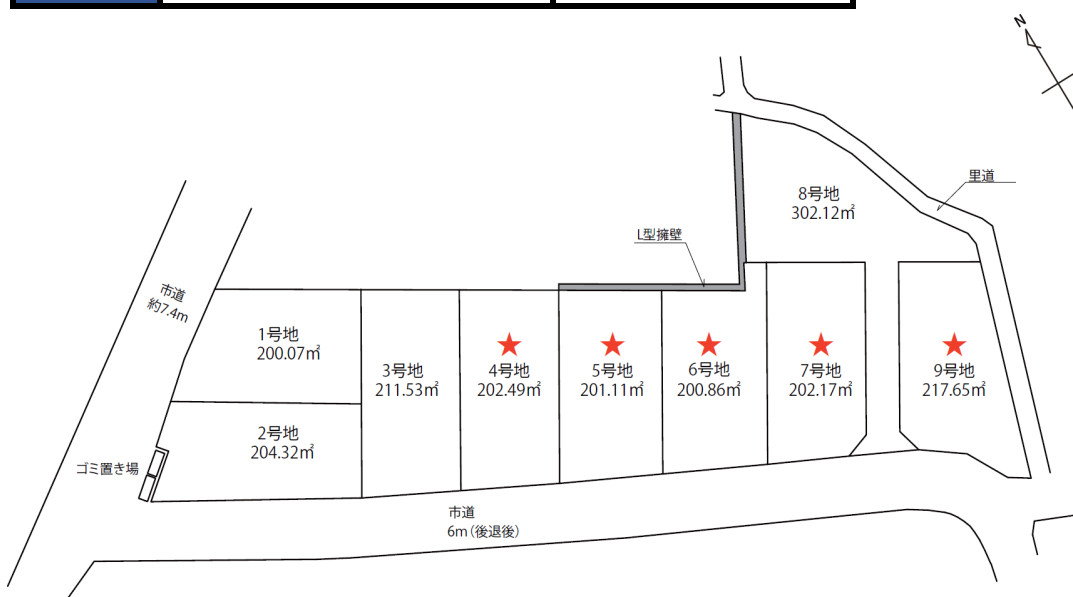


分譲地	
合志小前 9区画	
取引形態	売主

所在地	熊本県合志市上庄字宮ノ前6番3	
交通	合志小前(産交バス)	徒歩約 4 分

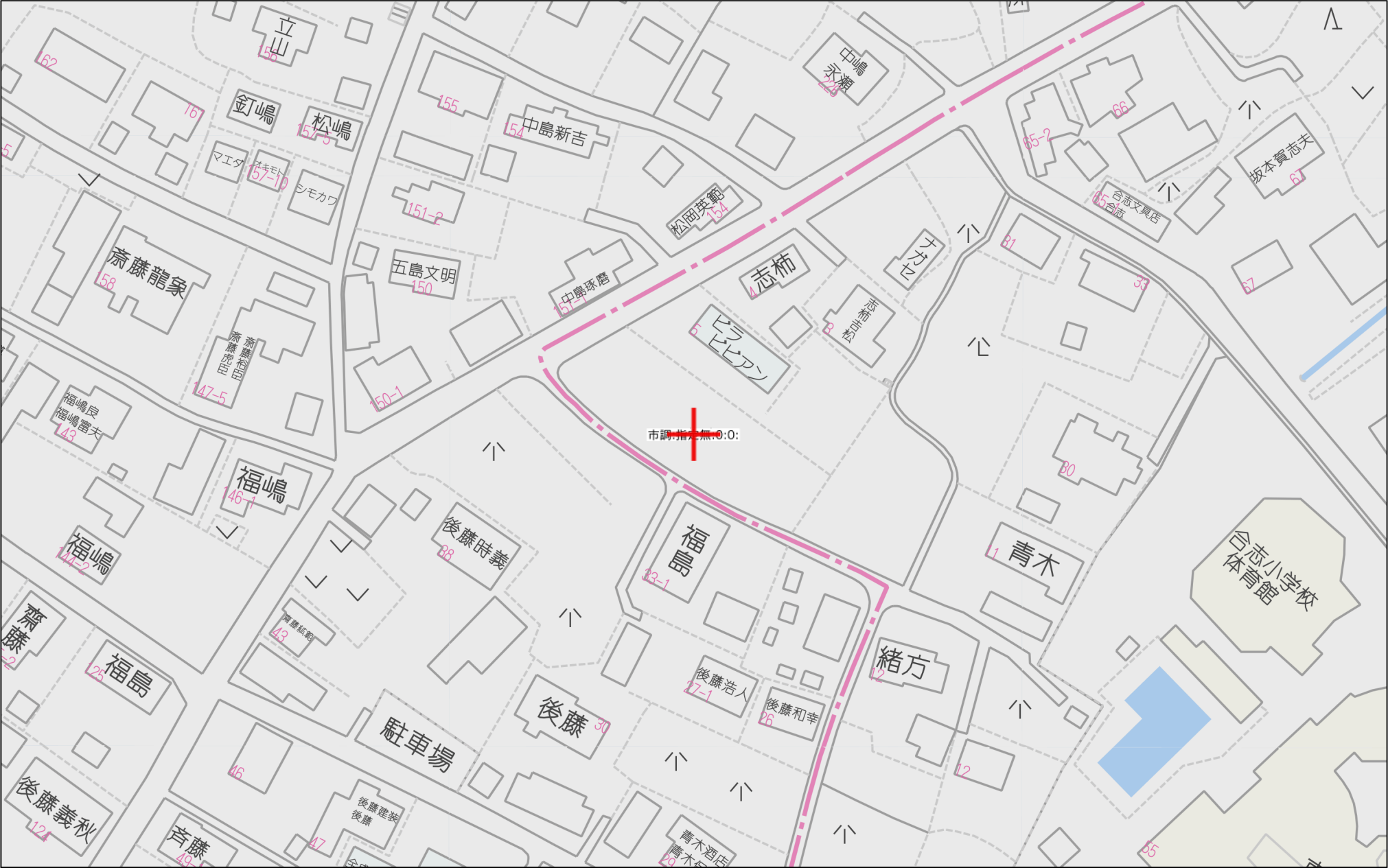
土地	地目	山林	現況	雑種地
	地勢	平坦	権利	所有権
	用途地域	市街化調整区域 集落内開発		
	建ぺい率	70%		
	容積率	200%		
	法令制限	道路斜線/隣地斜線/絶対高さ10m		
	私道負担	なし		
その他		1・2・3・8号地は建築条件なし		
引渡し予定		2026年3月	引渡し条件	なし
ライフライン	上水道	公営	電気	九州電力
	下水道	公営	ガス	プロパン
学校区		合志小/合志中		
備考		★4・5・6・7・9号地は一条工務店の建築条件付き 確定測量後、実測清算とする。 水道加入金: ¥157,000 受益者負担金: ¥330/㎡		

宅地No.	販売価格	面積 / 坪
①	¥13,011,000	200.07㎡ / 60.52坪
②	¥13,596,000	204.32㎡ / 61.8坪
③	¥13,947,000	211.53㎡ / 63.98坪
④	¥13,352,000	202.49㎡ / 61.25坪
⑤	¥13,261,000	201.11㎡ / 60.83坪
⑥	¥13,245,000	200.86㎡ / 60.76坪
⑦	¥13,331,000	202.17㎡ / 61.15坪
⑧	¥15,810,000	302.12㎡ / 91.39坪
⑨	¥14,482,000	217.65㎡ / 65.83坪



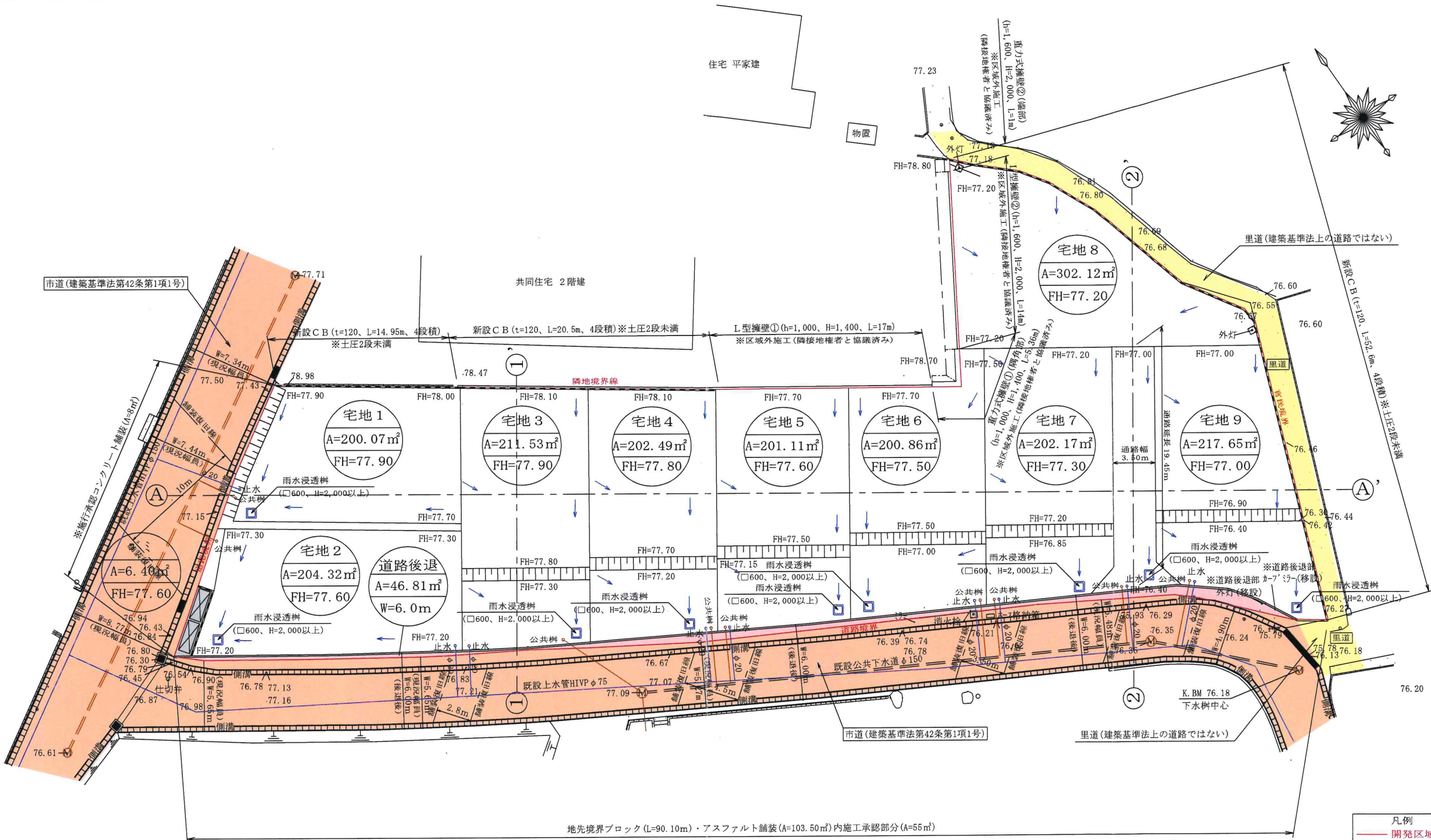

Office Connect

有限会社オフィスコネクト 熊本県知事(16)第426号
 〒861-8029 熊本市東区西原1丁目12-11-2F TEL:096-288-7336 FAX:096-283-3303 営業9:00~17:00 定休:土日



60m

1:1165



使用水量等
1人1日最大水量を300ℓとする。
(1戸当り) 5人×300ℓ=1500ℓ
全体最大使用水量 300ℓ×5人×9戸=13,500ℓ
=13.5m3/日

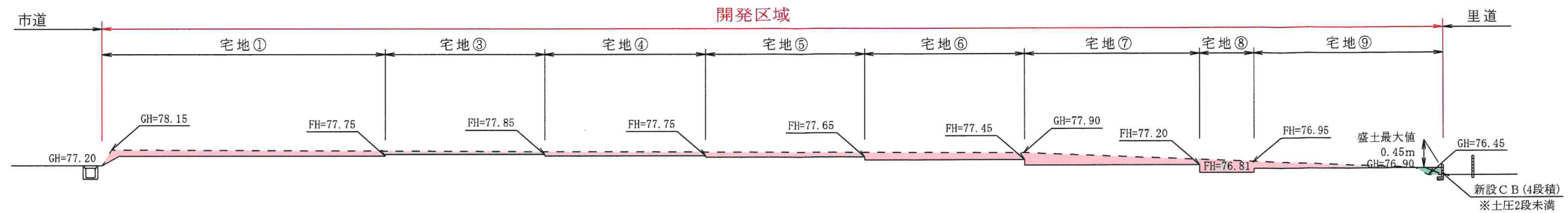
※建築施工時にCBを設置する場合は、土圧を受けるのは2段までとすること。

土地利 用 計 画 表					
名称	番号	色別	面積 (㎡)	比率 (%)	管 理 予定者
宅地用地	宅地 No.1～No.9		1942.32	97.33	最低面積200㎡以上
公共施設	道路後退		46.81	2.34	合志市
	ゴミ置場		6.40	0.33	申請人
開発区域 (合計)			1995.53	100	

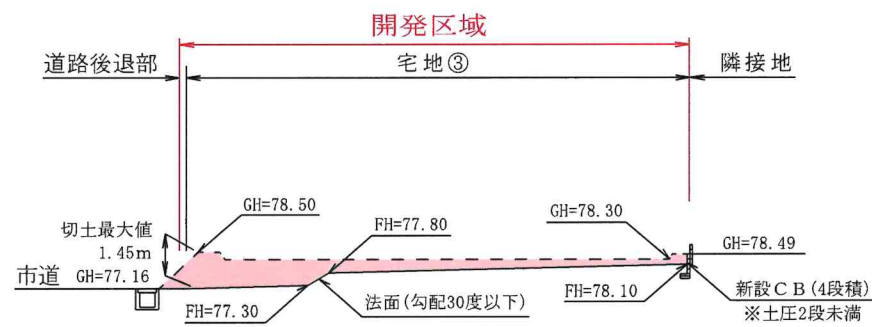
所 在	合志市上庄		
図面名称	土地利用計画図・給排水計画図		
作 成 日	2025年6月18日	縮 尺	1 : 300
作 成 者	熊本市東区長嶺南五丁目3番142号 株式会社イースト・エイト		

市道	
里道	
立会日	令和7年6月2日
管理者	合志市建設課
立会職員	緒方職員

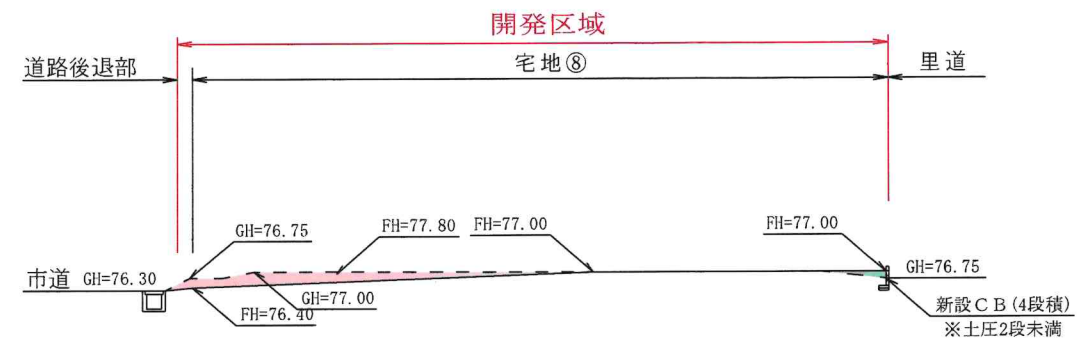
A - A'



① - ①'



② - ②'



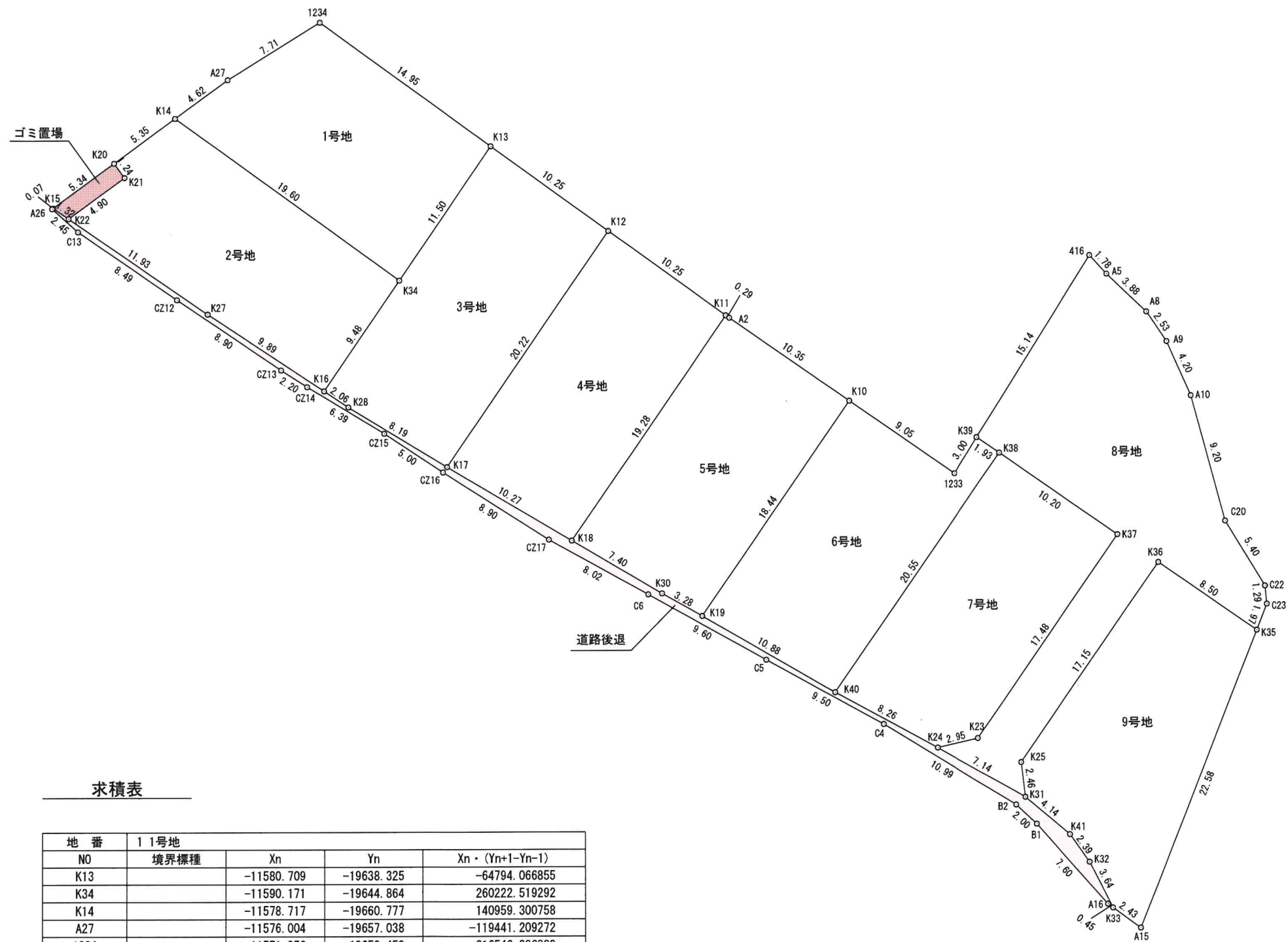
凡例

- 切土
- 盛土

GL= 現況高

FH= 計画高

所 在	合志市上庄		
図面名称	断面図		
作 成 日	2025年6月18日	縮尺	1 : 300
作 成 者	熊本市東区長嶺南五丁目3番142号 株式会社イースト・エイト		



求積表

地 番	1 1号地			
N0	境界標種	Xn	Yn	Xn・(Yn+1-Yn-1)
K13		-11580.709	-19638.325	-64794.066855
K34		-11590.171	-19644.864	260222.519292
K14		-11578.717	-19660.777	140959.300758
A27		-11576.004	-19657.038	-119441.209272
1234		-11571.976	-19650.459	-216546.386888
合 計				400.157035
合 計 面 積				200.0785175
地 積				200.07 m ²

地 番	2 2号地			
NO	境界標種	Xn	Yn	Xn・(Yn+1-Yn-1)
K34		-11590.171	-19644.864	-121963.369433
K16		-11597.971	-19650.254	158323.902121
K27		-11592.527	-19658.515	209731.998484
K22		-11585.753	-19668.346	67927.269839
K21		-11582.873	-19664.378	-37459.011282
K20		-11581.862	-19665.112	-41706.285062
K14		-11578.717	-19660.777	-234445.861816
合 計				408.642851
合 計 面 積				204.3214255
地 積				204.32 m ²

地 番	3 3号地			
NO	境界標種	Xn	Yn	Xn・(Yn+1-Yn-1)
K12		-11586.698	-19630.005	36810.939546
K17		-11603.337	-19641.502	214917.007914
K28		-11599.109	-19648.527	101515.401968
K16		-11597.971	-19650.254	-42483.367773
K34		-11590.171	-19644.864	-138259.149859
K13		-11580.709	-19638.325	-172077.755031
合 計				423.076765
合 計 面 積				211.5383825
地 積				211.53 ㎡

地 番	4 4号地			
NO	境界標種	Xn	Yn	Xn・(Yn+1-Yn-1)
K11		-11592.687	-19621.684	30639.471741
K18		-11608.554	-19632.648	230058.323172
K17		-11603.337	-19641.502	-30667.619691
K12		-11586.698	-19630.005	-229625.180964
合 計				404.994258
合 計 面 積				202.4971290
地 積				202.49㎡

地 番	5 5号地			
NO	境界標種	Xn	Yn	Xn・(Yn+1-Yn-1)
K10		-11598.746	-19612.926	22826.332128
K19		-11613.918	-19623.410	154999.349628
K30		-11612.311	-19626.272	107274.529018
K18		-11608.554	-19632.648	-53260.045752
K11		-11592.687	-19621.684	-129907.650522
A2		-11592.861	-19621.442	-101530.276638
合 計				402.237862
合 計 面 積				201.1189310
地 面 積				201.11 m ²

地 番	6 6号地			
NO	境界標種	Xn	Yn	Xn・(Yn+1-Yn-1)
K39		-11601.347	-19603.885	-36961.891542
K38		-11602.446	-19602.294	117103.487478
K40		-11619.354	-19613.978	245354.279064
K19		-11613.918	-19623.410	-12217.841736
K10		-11598.746	-19612.926	-207965.515780
1233		-11603.891	-19605.480	-104910.778531
合 計				401.738953
合 計 面 積				200.8694765
地 積				200.86㎡

所在	合志市上庄		
図名	求積図・公共施設新旧対照図①	縮尺	1 : 3 5 0
作成年月日	令和7年6月24日		
作成者	株式会社イースト・エイト 代表取締役 小松祐介 TEL 096-234-7654		

地 番	7 7号地			
N0	境界標種	Xn	Yn	Xn・(Yn+1-Yn-1)
K37		-11608.248	-19593.898	17888.310168
K23		-11622.629	-19603.835	148978.858522
K24		-11623.295	-19606.716	117895.081185
K40		-11619.354	-19613.978	-51380.783388
K38		-11602.446	-19602.294	-232977.115680
合 計				404.350807
合 計 面 積				202.1754035
地 積				202.17㎡

地 番	8 8号地			
N0	境界標種	Xn	Yn	Xn・(Yn+1-Yn-1)
K35		-11615.067	-19584.030	89656.702173
K36		-11610.232	-19591.027	194471.386000
K25		-11624.346	-19600.780	109931.440122
K31		-11626.796	-19600.484	69016.661056
K24		-11623.295	-19606.716	38949.661545
K23		-11622.629	-19603.835	-148978.858522
K37		-11608.248	-19593.898	-17888.310168
K38		-11602.446	-19602.294	115873.628202
K39		-11601.347	-19603.885	-74933.100273
416		-11588.516	-19595.835	-107216.950032
A5		-11589.836	-19594.633	-46544.781376
A8		-11592.518	-19591.819	-49082.721212
A9		-11594.618	-19590.399	-36337.532812
A10		-11598.459	-19588.685	-48110.407932
C20		-11607.331	-19586.251	-60926.880419
C22		-11611.942	-19583.436	-34173.945306
C23		-11613.232	-19583.308	6898.259808
合 計				604.250854
合 計 面 積				302.1254270
地 積				302.12㎡

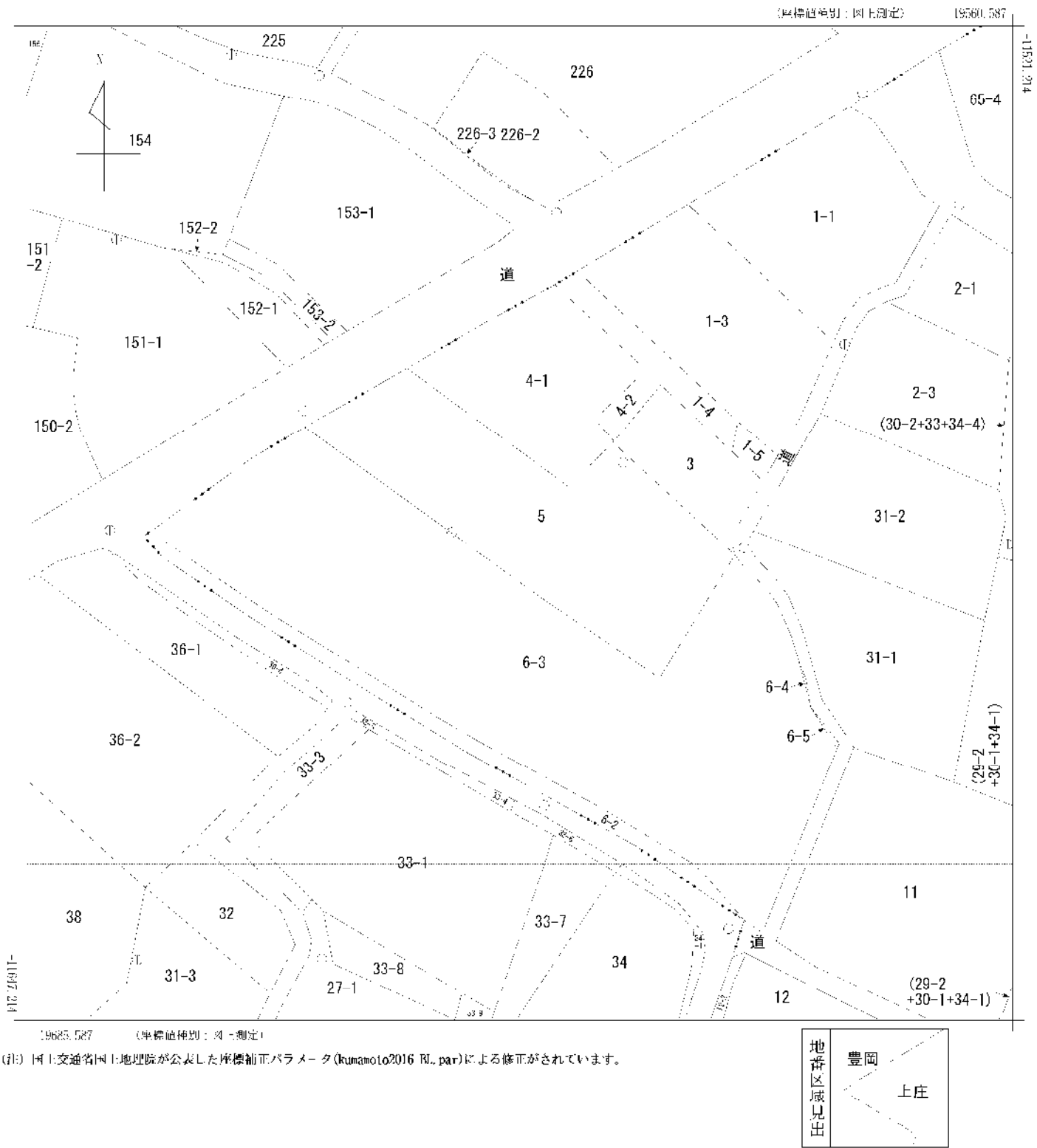
地 番	9 9号地			
N0	境界標種	Xn	Yn	Xn・(Yn+1-Yn-1)
K35		-11615.067	-19584.030	14797.595358
A15		-11636.080	-19592.301	119106.914880
K33		-11634.649	-19594.266	42152.333327
K32		-11631.407	-19595.924	35394.371501
K41		-11629.456	-19597.309	53030.319360
K31		-11626.796	-19600.484	40356.608916
K25		-11624.346	-19600.780	-109931.440122
K36		-11610.232	-19591.027	-194471.386000
合 計				435.317220
合 計 面 積				217.6586100
地 積				217.65㎡

地 番	10 道路後退			
N0	境界標種	Xn	Yn	Xn・(Yn+1-Yn-1)
K15		-11585.001	-19669.438	-13380.676155
K22		-11585.753	-19668.346	-126551.180019
K27		-11592.527	-19658.515	-209731.998484
K16		-11597.971	-19650.254	-115840.534348
K28		-11599.109	-19648.527	-101515.401968
K17		-11603.337	-19641.502	-184249.388223
K18		-11608.554	-19632.648	-176798.277420
K30		-11612.311	-19626.272	-107274.529018
K19		-11613.918	-19623.410	-142781.507892
K40		-11619.354	-19613.978	-193973.495676
K24		-11623.295	-19606.716	-156844.742730
K31		-11626.796	-19600.484	-109373.269972
K41		-11629.456	-19597.309	-53030.319360
K32		-11631.407	-19595.924	-35394.371501
K33		-11634.649	-19594.266	-15020.331859
A16		-11634.382	-19594.633	63000.178530
B1		-11628.701	-19599.681	75737.729613
B2		-11627.340	-19601.146	126296.167080
C4		-11621.623	-19610.543	205888.673068
C5		-11617.036	-19618.862	194155.522668
C6		-11612.377	-19627.256	178958.341947
CZ17		-11608.482	-19634.273	168740.894352
CZ16		-11603.719	-19641.792	135717.097424
CZ15		-11600.971	-19645.969	112065.379860
CZ14		-11597.671	-19651.452	85115.307469
CZ13		-11596.489	-19653.308	107070.382937
CZ12		-11591.510	-19660.685	166639.547760
C13		-11586.690	-19667.684	102148.259040
A26		-11585.047	-19669.501	20320.172438
合 計				93.629561
合 計 面 積				46.8147805
地 積				46.81㎡

地 番	11 コマ置場			
N0	境界標種	Xn	Yn	Xn・(Yn+1-Yn-1)
K20		-11581.862	-19665.112	-58604.221720
K21		-11582.873	-19664.378	37459.011282
K22		-11585.753	-19668.346	58623.910180
K15		-11585.001	-19669.438	-37465.893234
合 計				12.806508
合 計 面 積				6.4032540
地 積				6.40㎡

合 計 面 積	1995.53	㎡
---------	---------	---

所 在	合志市上庄		
図 名	求積図・公共施設新旧対照図②	縮尺	1 : 3 5 0
作成年月日	令和7年6月24日		
作 成 者	株式会社イースト・エイト 代表取締役 小松祐介 TEL 096-234-7654		



請 求 部 分	所 在	合志市上庄字宮ノ前				地 番	5番		
出 力 尺 寸	1/500	精 度 区 分	甲三	座標系番号又は記号	Ⅱ	分類	地図に準ずる図面	種類	地籍図
作 成 年 月 日	昭和53年2月1日				備 付 年 月 日 (原図)	補 記 項			

熊本県指令北景建第123号

熊本市東区小山五丁目30番7号

有限会社井芹工務店

令和7年(2025年)8月1日付けで申請の開発行為については、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、別紙の条件を付して次のとおり許可します。

令和7年(2025年)9月1日

熊本県知事 木村

敬



開 発 行 為 の 概 要	開発行為に含まれる地域の名称	合志市上庄字宮ノ前6番3
	開発区域の面積	(公簿) 2,005.00 平方メートル (実測) 1,995.53 平方メートル
	予定建築物等の用途	専用住宅 (9区画)
	工事施行者住所、氏名	熊本市東区小山五丁目30番7号 有限会社井芹工務店
	工事着工予定年月日	令和7年(2025年)9月1日
	工事完了予定年月日	令和8年(2026年)8月31日
	自己の居住又は業務の用に供するものか否かの別	非自己用
	法第34条の該当号及び該当する理由	法第34条第11号
教 示	その他の必要な事項	別紙許可条件を遵守すること。
	1 この処分に対して不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県開発審査会に対して審査請求をすることができます。 2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者になります。）提起することができます。	

許 可 条 件

- 1 当該開発行為に関する工事に伴う地区外への濁水、土砂流出等については、仮調整池、土砂流出防止工、仮排水工等の防災対策工を施し、開発区域内及び周辺に災害を及ぼすことのないよう適切な防災措置を講じること。
- 2 土砂及び機材の搬入搬出については、警察等関係機関と十分協議のうえ行うこと。
- 3 周辺住民の生活環境に与える影響に配慮し、建設機械による騒音・振動、土砂運搬による土砂飛散・じんあい対策を十分検討し、工事の安全管理及び施行管理を十分行うこと。
- 4 当該開発行為に関する工事に伴う建設副産物は、その発生を抑制し、やむを得ない場合は積極的に再利用又は再資源化を推進することとし、資源の有効利用の確保を図り適正処理の徹底を行うこと。
- 5 工事施行中は、気象情報などに十分注意し、災害が発生するおそれがある場合は、速やかに必要な防災措置を講じること。
やむを得ず災害が発生したときは、速やかに応急処置を行い、県知事にその状況を報告すること。
- 6 開発行為の施行に当たっては、周辺住民に事前説明を行う等の措置をとり、トラブルの発生を未然に防止するよう努めること。
- 7 工事施行中は、工事管理者を現場に常駐させ、十分監督させること。
- 8 その他、必要に応じて「宅地防災マニュアル」により防災措置を講じること。
- 9 工事施行内容に変更を生じた場合は、事前に打合せを行い、確認後に施行すること。
- 10 申請者及び工事施行者は、当該開発行為を廃止又は停止する場合には、届出を行うとともに、工事によって損なわれた公共施設の機能を回復し、土地の形質の変更等による土砂崩れ、出水等により開発区域内及び周辺に損害を及ぼさないよう適切な措置を講じること。